

## 島根県児童生徒学芸顕彰制度実施要項

### (目的)

第1条 この制度は、学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的とする。

### (顕彰の対象)

第2条 島根県教育委員会教育長（以下、教育長という。）は、次の各号に該当する者（団体）を顕彰する。

- (1) 別添に掲げる大会において入賞した、本県所在の学校に在籍する児童生徒。ただし、島根県青少年芸術文化表彰の対象となる賞を除く。
- (2) 前号に規定する大会に準ずると教育長が認める大会における入賞のうち、特に成績優秀な賞を受賞した、本県所在の学校に在籍する児童生徒。
- (3) 永年、児童生徒の学術・文化活動を指導し優秀な成果をおさめ、その功績が特に顕著であると教育長が認める者。

### (顕彰証書の授与等)

第3条 顕彰のため、顕彰証書を授与する。

- 2 顕彰は、随時行うこととする。
- 3 同一の者（団体）への顕彰は、年度中1回限りとする。
- 4 前条第3号の規定に該当する同一の者への顕彰は、前項の規定にかかわらず10年に1回とする。

### (その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は教育長が定める。

### (附則)

この要項は、平成17年3月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

この要項は、平成21年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要項は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要項は、令和3年11月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要項は、令和4年11月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要項は、令和6年10月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

- 1 第2条第1号及び第2号中の「学校」については、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（専攻科を除く）、特別支援学校（専攻科を除く）又は高等専門学校（4年、5年及び専攻科は除く）とする。
- 2 第2条第1号中の「別添に掲げる大会において入賞」については、大会の全参加者に授与される賞を除く。ただし、県段階以上の2段階以上にわたる審査を経て本選（大会）に出場し、入賞した者（団体）についてはこの限りでない。
- 3 第2条第2号により顕彰する者について
  - (1) 第2条第2号中の「準ずると教育長が認める大会」については、様々な分野の多種多様な大会の開催に対応する規定であり、推薦のあった時点において具体的に検討するが、開催の目的・内容が顕彰制度の趣旨に合致しているか等について総合的に判断し、特例として認めるものであること。
  - (2) 「特に成績優秀な賞」とは1～8位相当であること。
  - (3) 別添に掲げる大会以外の大会は、別添に掲げる大会に準ずると認められる根拠となる資料（別紙様式2）を作成すること。
- 4 第2条第3号により顕彰する者については、次の各号の全てに該当する者とする。
  - (1) 学校教育の一環として、通算10年以上の活動歴があること。
  - (2) 過去10年間に於いて、直接指導した者（団体）が、別添の大会及び別添の大会に準ずると認められる大会において顕著な成績を収めた年が、少なくとも2年以上あること。
  - (3) 過去10年間の活動歴が明白なこと。
  - (4) 過去10年間に於いて、候補者について犯歴がないこと。
  - (5) 候補者が、警察官もしくは検察官による取調を受けて、その処分が未定の場合又は刑事訴訟継続中でないこと。
  - (6) 過去10年間の活動中、直接指導した者又は団体に事故が無かったこと。
  - (7) その他、県民感情に則し問題の無いこと。
- 5 第2条第1号又は第2号に該当する児童生徒の顕彰のため、当該児童生徒の所属する学校の校長又は市町村教育長は推薦書（別紙様式1）に大会の入賞を証する書類（写）を添えて、教育長に提出する。ただし、市町村立学校の校長が推薦する場合は、その所管する教育委員会を経由して提出することとする。
- 6 第2条第3号に該当する者の顕彰は、次の各号に該当する者の推薦による。様式は特に定めない。
  - (1) 島根県小学校長会 会長
  - (2) 島根県中学校長会 会長
  - (3) 島根県公立高等学校長協会 会長
  - (4) 島根県特別支援学校長会 会長
  - (5) 島根県高等学校文化連盟 会長